



広報

安芸太田



No. 162

平成30(2018)年 3月号

4月1日(日) 安野花まつり

目次

- ②防災食を体験！ ③トピックス安芸太田
- ④安芸太田町職員不祥事に関する再発防止策の実施状況
- ⑤一般社団法人 地域商社あきおおた設立
- ⑥地域おこし協力隊だより ⑦集落支援員だより
- ⑧GO!GO! 加計高通信 ⑨ヘルスツーリズム通信
- 平成30年度春季の修学旅行等民泊受入
- ⑩ごみの分別にご協力をお願いします
- ⑪安芸太田町公衆衛生推進協議会からのお知らせ
- 石見交通「新広益線」時刻の改正
- ⑫国民健康保険からのお知らせ ⑬みんなの国民年金
- ⑭医療費助成制度 ⑮人権 ⑯介護保険
- ⑰地域包括支援センター、千本サロンの紹介

- ⑱給食サービス通信
- ヘルプマーク・ヘルプカード無償配布
- ⑲民生委員児童委員協議会だより
- ⑳健康プラザ ㉑消費生活ホットライン
- ㉒安芸太田町農業委員会からのお知らせ
- 農業年金、ハロートレーニング受講者募集
- ㉓おしらせ~Information~
- ㉔国際交流だより ㉕図書館だより
- ㉖当番医、今月の納税等、粗大ごみ収集日程
- し尿収集日、特定家庭用機器廃棄物回収日
- ㉗安芸太田町ふるさと応援寄附金
- 立志式、初めての誕生日

防災食を体験!

【学校教育課】

防災教室では、消防団の片山副団長さんに、土砂災害や地震が発生した時の安全な避難行動のとり方などを教わりました。町の備蓄品であるお湯やお水を注ぐだけで食べられるマジックライスを有効利用し、そのままだでも食べられるレトルトカレーを組み合わせる防災給食を体験した学校もあります。防災食がどんなものなのか、災害時に備え自分達でどんな物を備蓄しておく必要があるのかを考える良い機会になったと思います。

1月24日と26日に、共同調理場から給食を配送している修道保育所・加計認定こども園あさひ・戸河内幼稚園と各小中学校で、防災教室等をした後、防災食を体験しました。



園児・児童・生徒・保護者の感想から

- ★意外に美味しかった。
- ★前回食べた時よりご飯がおいしく作れてよかった。
- ★地震の仕組みがわかりました。
- ★教えてもらったことを家族にも伝え、災害が起きた時にすぐに避難できるよう取り組みます。
- ★家でも何かの時のために保存食を用意しておかないといけませんね。
- ★消防団の仕事は凄いと思いました。
- ★お湯を入れて、袋を開けるとお湯が無くなっていました。食べるとほかほかでした。



「税に関する作文・習字コンクール」 で入賞

全国納税貯蓄組合及び国税庁が主催する税に関する作文および習字コンクールにおいて、町内の生徒が応募した作品が入賞しました。

この税に関する作品は、広島北間税会と広島北納税貯蓄組合連合会が、それぞれ税について理解を深めてもらおうと、管内の中学生を対象に募集しているものです。入賞者のみなさん、おめでとうございます。

◎入賞者

【作文の部】

広島北間税会 優秀賞

加計中3年 池野 春菜さん

中国税理士会 優秀賞

安芸太田中1年 菊谷 美桜さん

【習字の部】

広島北間税会 優秀賞

安芸太田中2年 武田 文華さん



山県交通安全協会の 交通安全の横断 幕用の標語入選！

戸河内小2年 山根健裕くんの「『あぶないぞ』左右確認しつかりと」が選ばれました。

2月15日に、山県交通安全協会の大江章会長から感謝状の贈呈がありました。

ちゅーピーこども絵画コンクール入選

戸河内小1年 齋藤源太くんが「低学年の部」で優秀賞を受賞しました。

（作品が、2月18日の中国新聞の「ちゅーピーこども新聞」に表彰式の記事とともに掲載されています。）

また、同じコンクールにおいて、戸河内小1年 濱田柚稀さんが佳作に選ばれました。



安芸太田町職員不祥事「道路交通法違反（酒気帯び運転）による逮捕及び 県補助金の不正処理（取得）」に関する再発防止策の実施状況について

「再発防止に向けた5つの柱」実施状況

（5つの柱の実施状況を順次公表します。）

不祥事再発防止策の取組みの状況報告

柱－2 法令等に準拠した適正な事務処理（事務処理のルール化等）

（1）対策：事務処理のルール化、業務マニュアルの策定

【取組み状況】

- ・下記、8項目を中心に取組みを進めており、取組み項目全般的に順調に推移している。
- ・OJT研修の充実・強化について、取組みの強化が必要である。

再発防止策	進捗状況
①「業務手順書（事務処理マニュアル）」の作成	ア 農業委員会、選挙管理委員会策定済 イ その他各課の業務は策定作業中 （平成29年度中に策定予定）
②公印管理規程の制定（公印使用簿の作成等公印管理の徹底を図る）	ア 6月に安芸太田町公印規則一部改正 （公印使用簿等新規導入：7月運用開始） イ 公印の管理体制の見直しを実施
③「事務処理ミス防止対応方針」の作成	ア 7月に「事務処理ミス防止対応方針」策定済 ・ヒヤリ・ハット体験等各課へ依頼中
④事務引き継ぎ規程の整備	ア 今年度中に整備
⑤各種事務処理に関する階層別研修（自主研修）の充実	ア 自主研修計画の作成 イ 会計事務の適正化に向けた取組み
⑥OJT研修の充実・強化 （※On the job training 仕事を通じて人材を育成する）	ア 不祥事防止対策会議で徹底 ・今後、マニュアル策定予定
⑦監査制度の充実（追加対策）	ア 内部調査（指導検査） 新規 ・庁内会計事務指導検査実施 9/20～22 イ 随時監査（監査委員監査） 拡充 ウ 行政監査（テーマ監査）を実施 拡充
⑧文書管理事務の見直し（追加対策）	ア 文書データの保存場所のルール化 イ 文書事務手引の作成 ウ 文書保存・廃棄作業の適正実施 エ その他

柱－３ 風通しの良い職場風土

（１）対策：職員間の相互チェック体制の充実、コミュニケーション能力の向上

【取組み状況】

- ・再発防止に向け、５つの柱を設定しているが、【柱－３】風通しの良い職場風土づくりについては、取組み半ばであると認識している。
- ・課内会議、職員面談等の取組み事項は、実施しているが、成果が計数的にはかれない事項であり、真の「風通しの良い職場風土」の構築について、なお課題を感じており、あいさつの徹底等、地道な取組みを進めて行く。

再発防止策	進捗状況
①課内会議を確実に開催する。	ア 不祥事防止対策会議において、各課長へ徹底および開催状況報告
②職員相互のコミュニケーションの充実を図り、報告・連絡・相談等を徹底する。	ア 課内会議での徹底 イ 職員間でのあいさつの徹底
③担当の主・副担当の明確化を行い、職員間の相互チェック体制を確立する。	ア 課内会議で徹底 イ 担当の主・副担当の再確認とチェック体制のルール化
④他の担当の業務内容について、情報共有を積極的に行う。	ア 課内会議での徹底
⑤人事評価制度の確実な実施（職員面談等）	ア ４月期首、10月中間、３月期末面談を実施する

一般社団法人 地域商社あきおおたの設立について



町では、安芸太田町第二次長期総合計画に基づき、リーディング施策の「町内産業間の連携を推進し、都市部との商いの活発化」を目指して、安芸太田町の外郭団体として「一般社団法人 地域商社あきおおた」を平成30年１月に設立しました。

地域支援事業となる「町のブランディング」や「プロモーション活動」、事業支援として「六次産業化の支援」や「共同物流」等に取り組めます。観光面においては、「ヘルスツーリズム」を軸に、地域DMO（地域の素晴らしさの発信）活動も推進します。

また、物販事業は、道の駅等を活用した商品の販売促進を行い、併せてインターネットを活用したＥコマース（ネット通販）の運営を行うことで、商いの活性化をはかります。

町が進める事業の基本的な考え方を踏まえ、より地域住民および多様な関係機関との連携を密にし、安芸太田町の産業の活性化による地域振興を推進してまいります。

詳しい事業の内容等については、随時情報発信していきますので、今後の活動にご期待ください。引き続き皆様のご理解ご協力をお願いします。

●問い合わせ先／一般社団法人 地域商社あきおおた ☎28-1972

「地域おこし協力隊」は、総務省の事業で都市部など地域外の人材を過疎地域の新たな担い手として受け入れ、地域力の維持と強化を図る取り組みです。

地域おこし協力隊 隊員だより 60



安芸太田町の新たな観光事業として「スポーツツーリズム」を提唱



木村真一郎隊員

協力隊もいよいよ最終年となります。安芸太田町の新たな観光事業として「スポーツツーリズム」を提唱してきました。新緑が眩しい春の山なみを駆け回る「恐羅漢トレイル」、夏には温井ダム周辺を泳いで走る「龍姫湖アクアスロン」。そして、全国でも人気の大会となっている、秋の「しわいマラソン」。冬は雪上ランニングの「恐羅漢ヴァーチカルレース」を今年は試走会として開催します。これらのアウトドアスポーツが開催できるのは、安芸太田町ならではのブランド力なのです。

他の市町にはないスポーツイベントのシリーズ化による「スポーツツーリズム」が展開できるよう、頑張ります。

協力隊もいよいよ最終年となります。安芸太田町の新たな観光事業として「スポーツツーリズム」を提唱してきました。

新緑が眩しい春の山なみを駆け回る「恐羅漢トレイル」、夏には温井ダム周辺を泳いで走る「龍姫湖アクアスロン」。そして、全国でも人気の大会となっている、秋の「しわいマラソン」。



改めて安芸太田町の厳しさを知りました。那須での活動を継続したい!



笠井清孝隊員

写真は、私たちがお借りしている那須の家の前にある橋です。今年は、何十年ぶりかの大雪だと聞きます。確かに、昨年以上の大雪となっています。橋の維持のために、昨年より多く除雪に行っています。今年は、この写真が二回目となりました。除雪に2時間かかりました。1人ですると、橋のみを除雪するだけでも大変です。改めて、安芸太田町の冬の厳しさを知りました。

写真は、私たちがお借りしている那須の家の前にある橋です。

今年は、何十年ぶりかの大雪だと聞きます。確かに、昨年以上の大雪となっています。橋の維持のために、昨年より多く除雪に行っています。

今年は、この写真が二回目となりました。



さて、後1年で、隊員の任期も終了です。安芸太田町での継続的な活動ができるか、本当の意味での勝負の年になります。

この2年間で学んだこと、そして、多くの方にサポートしていただいたことを肝に命じて、勝負の年として、更なる精進をしていきたいと考えています。

そして、この那須での活動を任期後も一つの活動として継続していきたいと考えていますので、今後とも、皆様の温かいご声援をいただければ幸いです。

集落 支援員 だより ⑥

集落支援員制度は総務省の事業で、町では地域活動が困難になりつつある集落に対して「集落支援員」を配置し、対象地域の「見守りや、集いの場の開催等」の集落維持活動を中心に、地域の声を聞きながら自治振興会長・民生委員・児童委員・社会福祉協議会など関係機関と連携して、地域活動を支援しています。



●加計地区担当（空谷、杉の泊、平見谷）

『大切なものだからこそ、もう一度考えて・誰かに相談を』



佐々木 守支援員

昨年の秋のことです。仏壇の掛け軸の修理を突然家に入ってきた業者をお願いした方がいました。少しだけ疑念があったのでしょうか。支援員の私に打ち明けてくれました。値段が飛びぬけて法外でもないが、やはり高い事には間違いない。

消費生活相談所に相談して、早速、クーリングオフ制度を活用して事なきを得ました。「大事なものに対して、おろそかにはしない」という心理を上手く利用して騙すのが彼らの手口です。騙されないよう、いったん立ち止まって考え、そして誰かに相談しましょう。こんな事も集落支援員はしています。

●筒賀地区担当（坂原、布原、大井、井仁、東区）

『集落支援員の活動について想うこと』



松岡建次支援員

集落支援員として活動を始めて、早いもので2年が経とうとしています。

集落の巡回をしながら高齢者の見守り活動に取り組んでいます。雪かきや水道の凍結など日常生活が大変な中でも、ご近所同士で助け合ったりされているのを見ると、とても温かい気持ちになります。

皆さんの笑顔に触れることのできる集落支援員の活動はやりがいがあります。

自然豊かな美しい安芸太田町で心豊かな暮らしをしていただけるように微力ながら力になりたいと思っています。

これからもよろしくお願いします！



●戸河内地区担当（川手、梶ノ木、板ヶ谷、小坂、横川、打梨、那須、上田吹、寺領）

『集落支援員活動の進め方』



濱口和久支援員

私が集落支援員となって約2年半、那須、打梨、横川、小坂、梶ノ木を『見守り集落』とし、三和地域、寺領地域等を『活性化集落』として活動しております。

小規模な見守り集落では、個別にそれぞれの住民の方とお付き合いさせていただいておりますが、住民の皆様の温かい優しさに触れる折に仕事の重さを感じる日々を過ごしています。

活性化集落としては川手、梶ノ木、板ヶ谷の3集落の自治会長さん、友愛クラブ会長さん方のもと、合同の三和サロンを広島国際大学とともにお手伝いさせてもらっています。

社協の方々とも情報を共有し、お世話になりながらも仕事を進めています。今後も担当集落のみなさん、まわりのみなさんと協調し合いながら頑張りたいと思いますのでよろしくお願いいたします。



◆◆ GO!GO! 加計高通信 第46号 ◆◆

全校生徒が居ながらにして国際交流のできる学校

アダプト・フォーラム



加計高校が行っているアダプト活動を青少年活動コンテスト（アダプトフォーラム）で発表してきました。

校外清掃活動や花いっぱい運動など、「地域とのつながり」を存分にアピールできました。

他団体の発表も聞くことができたので、今後の活動の参考にします。



数十年ぶりの大雪

今年度、町内では例年にない大雪に見舞われました。毎月行っている加計高校の校外清掃活動では1月・2月と2回連続で雪かきを行いました。

ボランティアで多くの生徒が参加し、加計商店街を中心に、歩道と車道の雪かきを行い地域貢献しました。



第37回全国高等学校ライフル射撃競技選抜大会出場

徳島県で行われる第37回全国高等学校ライフル射撃競技選抜大会（3月25日～28日）に、21R猪木彩夏さんと門口莉奈さん、11R武本英莉さんが出場します。

門口さんは「これまで努力してきた自分に自信を持って頑張ります。」と意気込みを語ってくれました。

皆様応援よろしくお願いします！





冬の雪山さんぽ（スノーシューセラピー）

今年も深入山で雪山さんぽ（スノーシュー体験）を開催しました。

誰も歩いていない真っ白な雪原を歩くのはとても気持ち良く、参加者の皆さんにはとても喜んでいただける体験となりました。スノーシューウォーキングは、リピーターが多く、上達されたお客様もいらっしゃいますので、次回は長く歩く企画を提案をしたいと思います。

スノーシューは、いこいの村にてレンタルできます。皆様も体験してみたいはいかがでしょうか。



●問い合わせ先／安芸太田町ヘルスツーリズム推進協議会（商工観光課） ☎28-1961

来年度（平成30年度春季）の 修学旅行等民泊受入について

安芸太田町田舎体験推進協議会

平素より当協議会事業に格別のご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

来年度も安芸太田町へ多数の生徒さんが来町されます。現在、来年度春季（4～6月）の民泊受入れについて受入家庭を募集していますが、どの学校も定数に達していません。一層のご協力を願うとともに新規にご登録いただける家庭のご参加をお待ちしています。

詳しくは、安芸太田町田舎体験推進協議会 ☎28-1961にお問い合わせください。

	日 付	受 入 学 校		生徒数 ※2	募集 家庭数 ※2	残り受 入軒数 ※2
		所 在	学 校 名			
1	4/25(水)～26(木)	兵庫県	尼崎市立園田中学校 ※1	136	39	23
2	5/12(土)～13(日)	大阪府	八尾市立高美中学校	125	36	24
3	5/15(火)～16(水)	大阪府	大阪市立大正北中学校	127	37	21
4	5/17(木)	大阪府	大阪市立南港北中学校	97	—	—
5	5/17(木)～18(金)	佐賀県	唐津市立西唐津中学校	65	19	13
6	5/19(土)～21(月)	大阪府	大阪市立生野中学校	102	30	16
7	5/23(水)～25(金)	佐賀県	唐津市立鏡中学校	115	33	20
8	5/27(日)	大阪府	大阪市立高津中学校	128	—	—
9	5/30(水)～31(木)	大阪府	羽曳野市立高鷲南中学校	145	42	29
10	6/1(金)～3(日)	神奈川県	海老名市立柏ヶ谷中学校 ※1	120	35	21

※1 北広島町との合同受入になります。

※2 この数字は2月末時点のもので、変動する場合があります。



～ごみの再資源化・削減に取り組みましょう～

ごみの分別にご協力をお願いします

缶・びん、スプレー缶・茶筒などを出されるときのお願い

缶・びん（資源ごみ）やスプレー缶・茶筒（燃えないごみ）などを出されるときは、中身を出す、あるいは使い切ってから出すようにしてください。

なお、スプレー缶に穴をあける必要はありません。また、茶筒などは稀に貴重品が入っていることがありますので、捨てる前に中の確認をするようにしてください。皆様のご協力をお願いします。



山県郡西部衛生組合の指定袋等の取扱いについて

ご注意ください!



各家庭や事業所でお持ちの「西部衛生組合のごみ指定袋等」の取り扱いについて、「平成30年4月からは使用できません」として皆さんに周知しておりましたが、「平成29年度中に使い切るのが困難」との要望もあり、検討の結果下記のとおり取り扱いを変更することとしました。

西部衛生組合の指定袋「燃えないごみ（資源物）」は「資源ごみ」として、「燃えないごみ（不燃物）」は「燃えないごみ」として今後も利用できます。「プラスチックごみ」「粗大ごみ利用券」「事業ごみ指定袋」も同様に利用できます。年度末間近に急きょの変更となりますが、ご理解とご協力をお願いします。

※下線部分が変更点です。

指定袋等の種類	燃えるごみ (大・小)	燃えないごみ (資源物)	燃えないごみ (不燃物)	プラスチック ごみ	粗大 ごみ券	し尿 汲取券	旧 ごみ券	事業ごみ
平成29年度	利用× (交換○)	利用○ (交換○)	利用○ (交換×)			利用× (交換○)		利用○ (交換×)
平成30年度 以降	利用・交換 ともに×	利用○ (交換×)				利用・交換 ともに×		

●問い合わせ先／衛生対策室（ポックルくろだお） ☎23-1120 住民生活課 ☎28-2116
加計支所 ☎22-1111 筒賀支所 ☎32-2121 安野出張所 ☎23-0301

住宅の新築・リフォームの計画はありませんか

一級建築士が住まいのご相談に乘ります。見積は無料です。お気軽にご相談ください。

その他こんな事も...

- 畦畔・農業施設
- 宅内排水工事
- 浄化槽設置工事
- 空家の管理

土木・建築設計施工
一級建築士事務所

筒賀建設株式会社

本 社／安芸太田町大字中筒賀540-2
事務所／安芸太田町大字上殿1791-1

☎0826-28-1877

ひろしま環境の日

広島県では、毎月第一土曜日を「ひろしま環境の日」と定めています。まずは、できることから!!みんなでエコな活動を率先して実践していきましょう。

4月7日(土)のテーマは、

やってみようエコドライブ!

～ふんわりアクセル(発進時に5秒間で20km/h)～

●問い合わせ先／住民生活課 ☎28-2116

安芸太田町公衆衛生推進協議会からのお知らせ

安芸太田町公衆衛生推進協議会の推進委員は、各地区から選出されています。

推進委員を中心に町民の「環境」と「健康」をコミュニティで守るために組織されており、地域社会の健全化を目指して活動しています。

環境啓発標語コンクール 10周年記念巡回展示会

平成20年から、県内で環境保全の取組の一環として、「環境啓発ポスター・標語コンクール」をスタートし、今年で10周年を迎えました。

平成26年より、町内の小学校3年生を対象とし、「環境啓発標語コンクール」を実施しています。

県内各地域でも本取組が10周年を記念する事業として展示会を実施しており、町でも右記のとおり展示会を開催しています。

この機会に町内児童の皆さんの作品の他、県内の各受賞作品をご覧ください、環境保全について考えてみませんか？

●問い合わせ先／各地域の公衆衛生推進委員、または事務局へお問い合わせください。

【事務局】役場 住民生活課 ☎28-2116 加計支所 ☎22-1111 筒賀支所 ☎32-2121



大自ぜん
ゴミ箱にされ
泣いている
安芸太田町公衆衛生推進協議会

日時 **3月2日(金)～11日(日)**

会場 **加計ショッピングセンター
サンシャイン1階 (休憩スペース)**

【展示】・今年度および過去3年間の町内標語コンクール作品一覧
・県内各受賞作品 (町内作品含む)

石見交通「新広益線」時刻の改正について

平成30年4月1日から石見交通「新広益線」の一部ダイヤ改正が以下のとおり実施されます。ご利用の際はお気を付けください。

広島方面			益田方面		
益田駅前	7:00	14:20	広島新幹線口	9:45	18:30
小坂	8:08	15:28	広島B S	10:00	18:45
松原郵便局前	8:19	15:39	古市小(中筋駅)	10:15	19:00
安芸太田町役場	8:33	15:53	沼田	10:26	19:11
戸河内 I C	8:39	15:59	広島北 I C	10:40	19:25
加計B S	8:47	16:07	加計B S	10:53	19:38
広島北 I C	9:00	16:20	戸河内 I C	11:01	19:46
沼田	9:14	16:34	安芸太田町役場	11:07	19:52
古市小(中筋駅)	9:25	16:45	松原郵便局前	11:26	20:11
広島B S	9:38	16:58	小坂	11:37	20:22
広島新幹線口	9:50	17:10	益田駅前	12:42	21:27

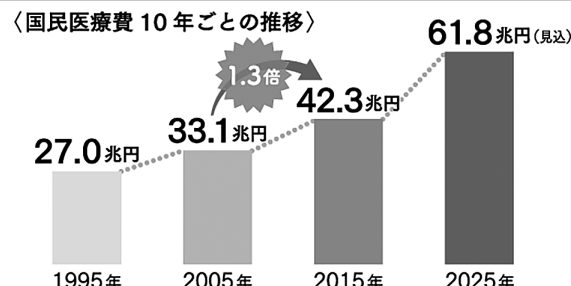
【変更点】 部分において“3～7分程”出発が遅くなりました。

●問い合わせ先／企画課 ☎28-1972

平成30年4月から国民健康保険制度が変わります

市町で運営している国民健康保険は、「年齢構成が高く医療費水準が高い」「財政基盤が弱く、制度運営が困難な市町もある」という構造的な課題があることから、国民皆保険を将来にわたって守り続けるため、都道府県と市町村で共同運営することになりました。

この10年で、70歳以上の高齢者数は**1.3倍**に、
国民医療費は**1.3倍**になりました。
団塊世代が全員75歳以上になる2025年には、
国民医療費の総額は**61.8兆円**にもなる見込みです。



よくある ご質問 Q&A

Q1 どうして都道府県が国民健康保険の運営に加わるの？

国民健康保険はさまざまな構造的課題を抱えています。このため、制度を将来にわたり守り続けるために、都道府県が財政運営の責任主体となり、市町とともに共同運営することで安定的な財政運営を目指します。

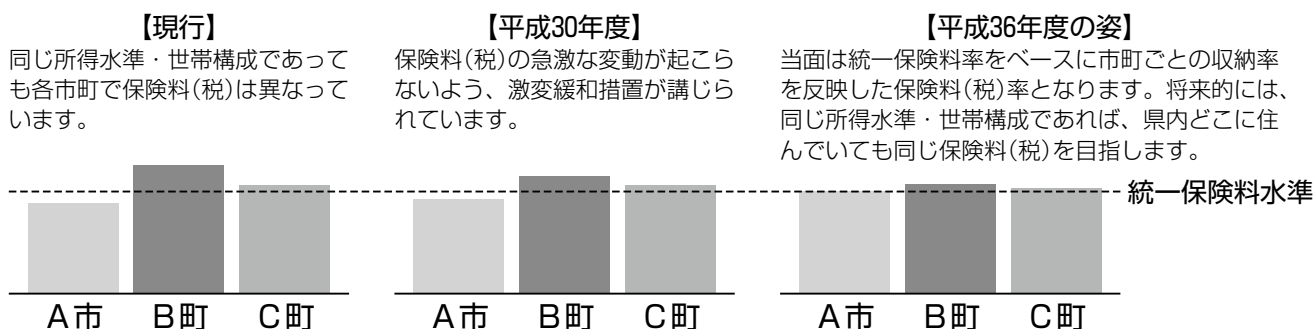
Q2 被保険者証はどうなるの？

県内での統一により、次の点が変わります。

- ・被保険者証に「広島県」と記載されます。
- ・70歳以上の方に交付されている高齢受給者証は被保険者証と一体化され、1枚にまとまります。
- ・8月1日が更新日となります。(更新日までは、現在交付中の被保険者証等を、ご使用いただけます。)

Q3 県単位化で保険税はどうなるの？

都道府県が示す標準保険料率等を参考に、市町が保険料率を定め、保険税を賦課・徴収することになります。被保険者の皆さんの負担の公平性を確保するため、広島県は将来的に「同じ所得水準・世帯構成であれば、県内のどこに住んでいても同じ保険税」になることを目指します。



国民健康保険の窓口は、平成30年4月以降も引き続きお住まいの市町村です。

国保の財政運営の仕組みは変わりますが、被保険者の皆さんが制度の見直しに関して、手続きなどを行う必要はありません。また、保険税の納付や、各種届出、申請の窓口は、これまでどおりお住まいの市区町村です。

●問い合わせ先／住民生活課 ☎28-2116 加計支所 ☎22-1111 筒賀支所 ☎32-2121

みんなの国民年金

住民生活課

年金手帳

国民年金保険料学生納付特例制度のご案内

20歳以上の方は、学生であっても国民年金に加入しなければなりません。

しかし、学生の方は一般的に所得が少ないため、ご本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。

対象となる方は、学校教育法に規定する大学（大学院）、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校および各種学校（修業年限1年以上である課程）に在学する学生等で、ご本人の前年所得が次の計算式で計算した金額以下であることが条件です。



〈所得のめやす〉 118万円 + {扶養親族等の数 × 38万円}

学生納付特例の承認期間は4月から翌年3月までとなりますが、承認を受けた次の年度も在学予定である場合、4月始めに再申請の用紙が送られてきます。

引続き学生納付特例制度をご希望の場合は、必要事項を記入のうえご返送ください。

国民年金保険料学生納付特例の申請について



学生納付特例制度により、平成29年度に保険料納付を猶予されている方で、平成30年度も引き続き在学予定の方へ、3月末に基礎年金番号等が印字されたハガキ形式の学生納付特例申請書が送付されます。

同一の学校に在学されている方は、このハガキに必要な事項を記入し返送いただくことにより、平成30年度の申請ができます。（この場合、在学証明書または学生証の写しの添付は不要です。）

なお、平成30年度は学生納付特例制度を利用せず、保険料の納付を希望される場合は納付書が送付されますので、お手数をおかけしますが、広島西年金事務所にお問い合わせください。



問い合わせ先

- 年金加入者ダイヤル 0570-003-004（ナビダイヤル）
- 広島西年金事務所 ☎082-535-1505 広島市西区商工センター2-6-1 NTTコムウェア広島ビル1階
- 住民生活課 ☎28-2116 ●加計支所 ☎22-1111 ●筒賀支所 ☎32-2121

医療費助成制度について



町が実施している福祉医療費助成事業は、重度心身障害者医療費助成、乳幼児医療費助成、ひとり親家庭等医療費助成、子ども医療費助成を行っています。

1. 重度心身障害者医療

- ◇対象者／身体障害者手帳1～3級、療育手帳④、A、⑤の認定を受けている方。
- ◇所得制限／本人または扶養義務者、配偶者に一定以上の所得がある場合は対象となりません。
- ◇一部負担金／入院の場合…医療機関ごと1日200円（医療機関ごとに月14日を限度）
入院外の場合…医療機関等ごと1日200円（医療機関等ごと月4日を限度）

2. 乳幼児医療

- ◇対象者／0歳から6歳の児童（6歳になって最初の3月31日まで）
- ◇所得審査／乳幼児を養育している者の所得額の審査を行います。所得制限額を超えている場合は町の制度の助成対象となります。

3. ひとり親家庭等医療

- ◇対象者／18歳になって最初の3月31日までの間にある児童を扶養している配偶者のいない女子、配偶者のいない男子、父母のいない児童等。
- ◇所得制限／所得税非課税世帯の者。課税世帯の場合は町の制度の助成対象となります。

4. 子ども医療

- ◇対象者／18歳になって最初の3月31日までの間にある児童。
- ◎子育て支援のため町独自の助成制度です。

※2. 乳幼児医療、3. ひとり親家庭等医療、4. 子ども医療の一部負担金は、同じ金額です。
入院の場合…医療機関ごと1日500円（医療機関ごとに月14日を限度）
入院外の場合…医療機関等ごと1日500円（医療機関等ごと月4日を限度）



- 重度心身障害者医療費受給者証とひとり親家庭等医療費受給者証の更新は、毎年7月末です。
- 乳幼児医療受給者証の更新は、誕生月の末日です。新しい受給者証をお送りします。
- 子ども医療は3月末に該当になる方にお送りします。

受給者証の更新の際に更新等の申請書を同封しています。加入保険の変更、所得要件等を審査するために必要です。申請書類が送付されたら必ず提出してください。
住所の変更や世帯の状況に変更があった時も届出をお願いします。

- ◎該当となる方には連絡をしていますが、申請が必要です。ご不明な点はお問い合わせください。
- 問い合わせ先／住民生活課 ☎28-2116 加計支所 ☎22-1111 筒賀支所 ☎32-2121

一人ひとりの人権が大切にされるまちづくり

「その契約、大丈夫?」

～知っていますか? AV出演強要問題～

「そのアルバイト、大丈夫?」

～知っていますか? 「JKビジネス」問題～

「モデル・アイドルになりませんか」と声をかけられた「短期で高収入アルバイト」に気軽に応募した。

それをきっかけに、性的な行為等の「写真」や「動画」を撮影をされたり、若い女性がストーカーや暴力などの被害を受ける問題が発生しています。

～こんなことで悩んでいませんか? 一人で悩まず、すぐ相談を!!～

- 当初はモデル契約等として、AVへの出演があることを知らずに契約した。
- 「AVではないから。」などとだまされて契約した。脅されて契約した。
※これまでAV出演に関して警察に寄せられた相談の例です。
- 街で、スカウト等に「アイドルに興味はありませんか」、「店で働きませんか」としつこく声をかけられた。
- 学校の友達から、高収入のバイトを紹介された。少し怪しいと思ったが、断ると気まづくなるし、友達だからと思いバイトを始めた。
- バイトや被害のことが、親や学校にバレるかもしれないと思うと相談するのが怖い。



もう、一人で悩まないで。相談できる場所があります

警察相談専用電話 #9110 (お近くの都道府県の警察の窓口につながります。)

法テラスサポートダイヤル 0570-078374
(IP電話からは: 03-6745-5600)
(多言語情報提供サービス: 0570-078377)

性犯罪被害相談電話 #8103 (ハートさん)
(発信場所を管轄する警察の性犯罪被害相談電話につながります。)

女性の人権ホットライン (法務局) **0570-070-810**

子どもの人権110番 (法務局) **0120-007-110**

児童相談所 189 (最寄りの児童相談所につながります。)

◎詳しくは内閣府男女共同参画局 http://www.gender.go.jp/policy/no_violence/avjk/index.html

○くらしの総合相談所(人権擁護委員)・・・毎月第2木曜日 10:00～15:00
3月8日(木)・・・上殿コミュニティセンター

○人権擁護委員、役場(本庁・各支所住民生活課)においても相談に応じています。

●問い合わせ先/住民生活課 ☎28-2116 加計支所 ☎22-1111 筒賀支所 ☎32-2121

介護保険料の納付にご協力をお願いします

**介護保険料
の納め忘れに
ご注意ください!**

介護保険は、40歳以上の方が介護保険料を納めることで、介護や支援が必要になったときに介護保険サービスを利用できる支えあいの制度です。

介護サービスを利用する、しないにかかわらず、原則として40歳以上の方は全員、介護保険料を納めていただく必要があります。介護保険料を納めていないと、介護保険制度の安定した運営ができなくなるだけでなく、納めていなかった期間に応じてサービスの給付に制限がつき、介護保険サービスを利用するときに困ったことになります。

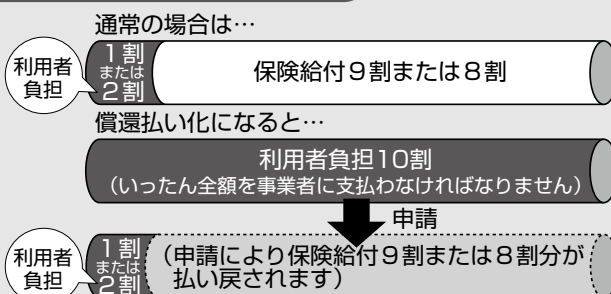
◎納め忘れていた期間に応じて、段階的に次のような滞納措置がとられます!

保険料を納期限から1年間納付していないと…

〈保険給付の支払方法が変更されます〉 (償還払い化)

介護保険サービスを利用したとき、通常は費用の1割を自己負担するところ、いったん利用料の全額を自己負担しなければならなくなります。

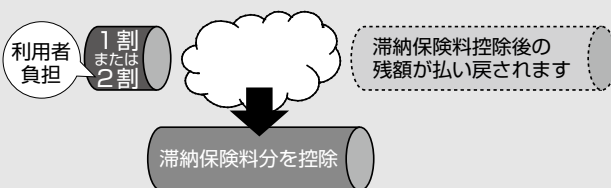
いったん支払った費用は役場に申請すると9割または8割相当分が後日払い戻されます。



保険料を納期限から1年6か月以上納付していないと…

〈保険給付の一時差し止め、差し止め額から滞納保険料を控除〉

サービスを利用したとき、いったん利用料の全額を自己負担します。償還払いとなるはずの給付費(9割または8割相当分)の一部または全部が、一時差し止めとなります。なおも滞納が続く場合、差し止められている保険給付額から介護保険料を差し引きます。

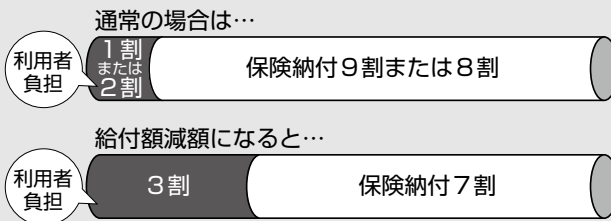


保険料を納期限から2年以上納付していないと…

〈利用者負担の引き上げ、高額介護サービス費等の支給停止〉

サービスを利用したとき、いったん利用料の全額を自己負担します。償還払い分の給付費から保険料を差し引かれるとともに、介護保険料の未納期間に応じて利用者負担は3割に引き上げられます。

また、高額介護(介護予防)サービス費の支給や、居住費(滞在費)・食費の負担軽減は受けることができません。



★ポイント★ サービスの負担割合は、所得、課税状況に合わせて1割または2割となります。

※そのほかに

財産等の差押

介護サービスの利用の有無にかかわらず、法律に定められた滞納処分として、預貯金等の財産を差し押さえる場合があります。

連帯納税義務

納付方法が普通徴収の場合は、法律の定めにより、保険料滞納者の配偶者及び世帯主は、滞納保険料を連帯して納付する義務を負うことになっています。

期限内の納付についてご協力をお願いします。

介護保険制度は高齢社会を支える大切な制度です。介護が必要となったとき、皆さんが安心して必要なサービスを受けることができるため、また介護保険財政の健全な運営のために、介護保険料の納付について今後ともご協力をお願いします。

●問い合わせ先／福祉課 ☎25-0250



地域包括支援センターから お知らせ!!

『広島県若年性認知症サポートルーム（若年性認知症相談窓口）』が開設されました。

若年性認知症の方が、適切な支援に速やかに結びつくように『若年性認知症支援コーディネーター』という専門の相談員を配置し、ご本人、家族、勤務先、支援機関等からの相談に応じてもらえます。

具体的には「医療・福祉関係機関との調整」「財産管理に関する福祉サービス等の手続きの相談」「就労支援相談」「社会保障・経済的支援についての情報提供および手続き支援」「介護サービス、障害福祉サービスの情報提供、利用の手続きに関する助言」などです。

*若年性認知症とは、年齢が65歳未満で発生した認知症のことです。

認知症は、高齢者に多い病気ですが、若い年齢で発症することもあります。

広島県若年性認知症サポートルーム
（若年性認知症相談窓口）

☎082-298-1034

電話相談／月曜日～金曜日 9:00～17:00
（祝日・年末年始を除く）

面接相談も行っています。

まずはお電話でご相談ください。

所在地／広島市南区比治山本町12-2
広島県社会福祉会館内



●問い合わせ先／**地域包括支援センター**（福祉課内） **☎22-2031**

生活支援コーディネーターのコーナー

千本サロンの紹介

「元気にしとった?!」「顔色エエね!!」「足は大丈夫」今月もサロンの集まりです。

ここは、安芸太田町穴の千本サロンです。維持が困難な集落と言っても過言ではないこの地域で、参加する人は約10名。年々人口が減少し、今では65歳以上のみの世帯となり、夫婦が2世帯、一人暮らし6世帯です。

隣の集落に行くにも、歩いて行って数十分。ちょっと歩くにはしんどいし、車で行くにも道は狭いたいへんな場所です。集会所もこじんまりとして、サロンをするとすると、部屋は狭くて簡単な運動しかできない場所。

でも、そんな地域でも、長年生活してきた仲間と楽しくお茶をし会話が弾む、とてもほっこりできるサロンです。世間話に花が咲き、子どものことや地域の昔話にもみんなが顔を緩めながらの短い時間があっという間に終わります。月に1回仲間と会っておしゃべりをする充実あるサロンが毎月開催されています。

昨年は、平見谷サロンの方との交流会もあつたりで、遠出もされ少しずつ、にぎやかなサロンとなりそうです。

さて、今年は何をしようかな??…と、4月からの予定を現在計画中です。



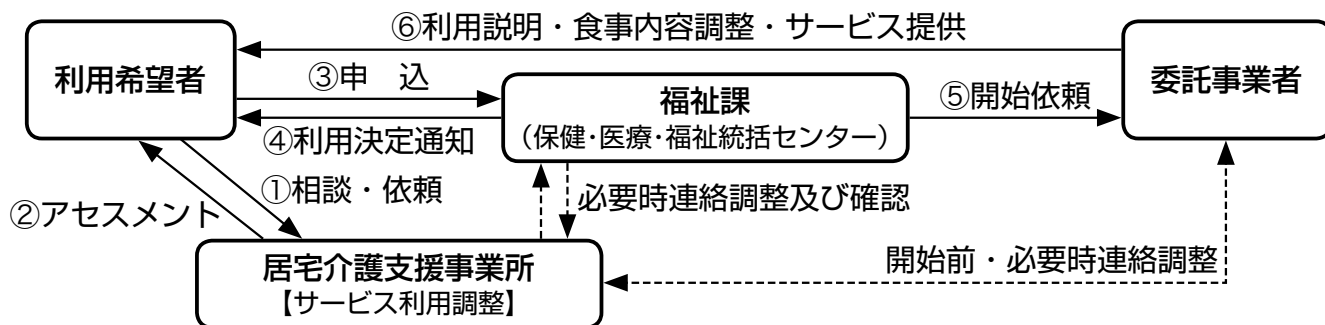
配食サービス通信 Vol.3

平成30年4月から 配食サービスが変わります!!

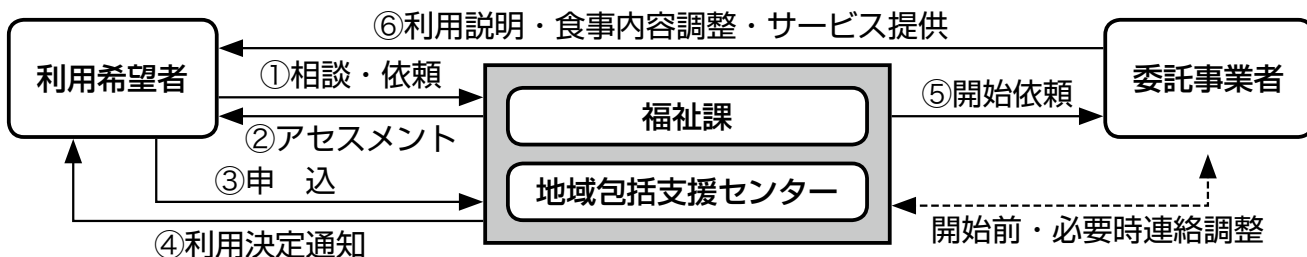
前月号までは、主な変更点などを紹介しましたが、今回は配食サービス（食の自立支援事業）利用までの流れを説明いたします。



○介護保険要介護認定者の場合



○介護保険要介護認定者以外の場合



※アセスメントとは…配食数や安否確認の必要性などの確認のため、訪問等により聞き取りを行います。

◎その他、より良いサービス提供を行うために調整中です。来月以降も皆さんに最新情報をお届けします。

●問い合わせ先／福祉課（福祉事務所） ☎25-0250

ヘルプマーク・ヘルプカードを無償配布します

安芸太田町では、広島県が推進する「あいサポート運動」の取組みとして、ヘルプカード・ヘルプマークを無償で配布します。

●問い合わせ先
福祉課 ☎25-0250

ヘルプマークとは

義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方など、援助や配慮を必要としていることが外見からは分からない方が、周囲に配慮を必要としていることを知らせることにより、援助が得やすくなるマークとして東京都が作成したマークです。

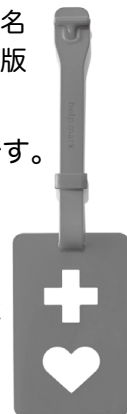
※著作権は東京都に帰属し、商標登録がされています。

- 〈配布方法〉
- ・配布にあたり、障害者手帳・身分証明者等の提示、申請書等の提出は不要です。
 - ・配布はお一人につき1個・1枚です。
 - ・ご家族や支援者等の代理人による受け取りも可能です。
 - ・広島県内にお住まいの方に限ります。
 - ・窓口への来所が困難な方は、返信用封筒と返信用切手（1個・1枚の場合は120円）を同封して配布窓口へお送りください。

〈配布窓口〉・本庁 ・加計支所 ・筒賀支所 ・福祉課

ヘルプカードとは

東京都が作成した、障害のある方などが災害や緊急時、また、日常生活で困った時などに、緊急連絡先や必要とする支援内容などを記載するカードです。東京都標準様式を参考とし、名刺大・折りたたみ式のカードが広島県版の「ヘルプカード」です。



民生委員児童委員協議会だより

No.6



民生委員制度は、平成29年に100周年を迎えました。

民生委員・児童委員とは

民生委員・児童委員は、厚生労働大臣から委嘱された守秘義務のある地域の身近な相談役です。

それぞれが担当する区域において、住民の生活上の心配ごとや困りごとなど、さまざまな相談に応じ、行政をはじめ適切な支援やサービスへの「つなぎ役」としての役割を果たすとともに、高齢者や障がい者世帯の見守りや安否確認などにも重要な役割を果たしています。

民生委員児童委員は、住民の身近な相談相手であり支援者です。

課題を抱える人に寄り添い、必要な支援のつなぎ役となり、住民同士が支え合う「地域共生社会」の実現に向けて関係機関・団体と連携しながら取り組みを進めてまいります。



研修会報告

2月9日に安芸太田町社協で開催された、相続・遺言・成年後見制度セミナー（講師 坂下法律事務所 弁護士・坂下宗生先生）を受講しました。

自分の判断能力が衰えても自分の意思が尊重され、安心して暮らせる人生を送るために成年後見の活用と相続・遺言についての講演でした。



◎成年後見制度の概要

①精神上的の障害により判断能力が十分でない場合に利用できます。

ア. 判断能力が「不十分」

（自己の財産を管理・処分するには援助が必要な場合がある状態）

↓ 補助が必要

イ. 判断能力が「著しく不十分」

（自己の財産を管理・処分するには常に援助が必要である状態）

↓ 補佐が必要

ウ. 判断能力が「欠けている」

（自己の財産を管理・処分することができない状態）

↓ 後見が必要

②家庭裁判所に申立てをすることにより、家庭裁判所が支援者を選任する。

ア. 補助⇓補助人

イ. 補佐⇓補佐人

ウ. 後見⇓後见人

③申し立てをすることができずは法律により制限されています。

（本人・配偶者・4親等内の親族・市町村長など）

④支援者は、法律によって定められた権限に基づき事務を行います。

本人の意向に沿い、財産の管理や身上監護などの事務

※家庭裁判所の監督を受けることとなります。

⑤原則として本人が死亡するまで継続になります。

引越しの際は転出・転入の手続きも一緒に！

進学や就職、転勤などによる引越しで住所の異動がある方は転出・転入の手続きをする必要があります。転出・転入の手続きは引越し前後の市区町村窓口で手続きを行ってください。

転出の手続き

転出前に引越し前の市区町村にて転出届を提出し、転出証明書を受け取ります。

転入の手続き

転入した日から14日以内に引越し後の市区町村にて転出証明書を添えて転入届を提出します。

※転入届の際には通知カードまたはマイナンバーカードの住所変更も行いますので、カードを一緒にお持ちください。

●問い合わせ先／住民生活課 ☎28-2116 加計支所 ☎22-1111 筒賀支所 ☎32-2121

3月1日(木)～3月7日(水)は、 子ども予防接種週間です。

健康
PLAZA

予防接種は、ワクチンを体に接種して病気に対する免疫をつくることにより、発病を予防し、症状を軽くする方法です。

4月からの入園・入学に備え、子どもの母子健康手帳などで予防接種歴を確認しましょう。もし、接種が済んでいないようでしたら、この週間若しくは春休み期間などを利用して接種を受けましょう。



予防接種の種類		回 数	標準的な接種年齢	定期接種可能期間
B型肝炎		3回	生後2～8か月	1歳になるまで
小児用肺炎球菌		初回3回	生後2～7か月	5歳になるまで
		追加1回	1歳～1歳6か月	
ヒブワクチン		初回3回	生後2～7か月	5歳になるまで
		追加1回	1歳～1歳6か月	
4種混合 (DPT-IPV)	1期	初回3回	生後3か月～1歳	7歳6か月になるまで
		追加1回	1歳～1歳6か月	
2種混合 (DT)	2期	1回	11歳～12歳 (小学校6年生)	13歳になるまで
BCG		1回	生後5～8か月	1歳になるまで
麻疹・風疹混合 (MR)	1期	1回	1歳～1歳3か月	2歳になるまで
	2期	1回	小学校就学前1年間	小学校就学前1年間 (就学前年度 4/1～3/31)
水 痘		2回	1歳～1歳3か月に1回	3歳になるまで
			1歳6か月～2歳に1回	
日本脳炎	1期	初回2回	3歳～4歳	7歳6か月になるまで
		追加1回	4歳～5歳	
	2期	1回	9歳～10歳 (小学校4年生)	13歳になるまで

※小児用肺炎球菌とヒブワクチンは、1回目の接種時期によって接種回数異なります。

※日本脳炎ワクチンは、平成7年4月2日～平成19年4月1日生まれの方は、20歳になるまでに4回の定期接種可能です。平成19年4月2日～平成21年10月1日生まれの方は、1期未接種分を2期対象年齢(9歳～13歳)で定期接種可能です。

平成30年度健診事業のご案内

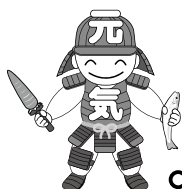
皆様の健康づくり・健康管理に役立てていただくために、健診事業を実施します。3月上旬に世帯へ送付する予定の「健診のしおり」をご確認していただき、お申込みください。

●申込締切：3月28日(水)まで

●申込方法：返信用封筒による返信、FAX、または電話

※ご不明な点がございましたら、健康づくり課までご連絡ください。

●問い合わせ先／健康づくり課 ☎22-0196



平成29年度 歯周疾患検診について

健康
PLAZA

平成29年度対象者の方には7月に受診券等を郵送していますが、受診可能期間は、平成30年3月31日までとなっています。成人期に歯を失う最大の原因は生活習慣病である歯周病です。ぜひこの機会に検診を受け、歯と歯茎の状態を確認し、歯周病予防に努めましょう。

◎対象者

- 40歳…昭和52年4月2日～昭和53年4月1日生まれ
- 50歳…昭和42年4月2日～昭和43年4月1日生まれ
- 60歳…昭和32年4月2日～昭和33年4月1日生まれ
- 70歳…昭和22年4月2日～昭和23年4月1日生まれ



◎料金および受診期間

- 料金…無料（歯石除去やレントゲン検査、治療等は別途自己負担となります。）
- 期間…3月31日（土）まで

◎受診可能歯科医院

市村歯科医院、こうの歯科医院、廣安歯科医院、本田歯科医院

◎その他

- ・受診の際は、すでに送付しています受診券・結果票を歯科医院に提出してください。
- ・受診を希望する歯科医院に事前に予約をしてお出かけください。
- ・受診券・結果票の再交付が必要な方はご連絡ください。

●問い合わせ先／健康づくり課 ☎22-0196

健康レシピの紹介



ヘルスメイト（食生活改善推進員）から、みなさんの健康づくりのため、レシピ（献立表）を紹介します。第9回目はささみのカレーソテーです。



ささみのカレーソテー

《鶏ささみの魅力》

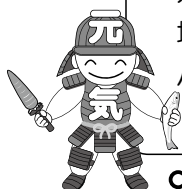
- 低脂肪でビタミンとタンパク質に富んでいます。
- 疲労回復・肝機能強化・眼精疲労緩和・美肌効果・消化促進の働きがあります。

〈材 料〉 2人分

- 鶏ささみ 120g
- 小麦粉 大さじ1
- カレー粉 小さじ1
- 塩・こしょう 少々
- バター 2g

〈作り方〉

- ①ささみは食べやすい大きさに切る。
- ②ポリ袋に入れ、塩・こしょうを混ぜ、もみ込んでおく。
- ③小麦粉とカレー粉を混ぜる。
- ④ささみに③の粉をまぶす。
- ⑤油を使用しなくてよいフライパンでこんがり焼く。香りつけにバターを散らす。



相談急増

皆さんも
気をつけて!

ハガキによる架空請求



「総合消費料金に関する訴訟最終告知」というハガキが届いた。訴訟や差し押さえなどと書かれており、怖くなってハガキに書いてあった電話番号に連絡したところ、「あなたは買った物の代金を支払っていないため、企業から訴えられている。弁護士に確認したが取り下げに間に合わないので、示談金として10万円をコンビニで支払うように」と言われた。全く身に覚えがないのに支払わなければならないのか。

ひとこと
助言

- ハガキによる架空請求に関する相談が増加しています。
- 行政機関を装い、「未納料金の訴訟最終告知」などと書かれたハガキが自宅に届き、文面に「訴訟を起こす」「差し押さえ」などと法律用語を使って不安をあおり、ハガキに記載のある連絡先に電話をかけさせようとするものです。連絡をするとお金を要求されたり、電話番号等の個人情報を知られてしまったりするケースもあります。
- このようなハガキが届いても、決して連絡してはいけません。



電気ストーブの事故にご注意ください!!

電気ストーブは手軽に使える暖房器具として、広く利用されています。

その一方で、平成24年から平成28年に(独)製品評価技術基盤機構に寄せられたストーブによる製品事故のうち、半数を電気ストーブが占めているため、注意が必要です。

使用中は離れない!

- 電気ストーブを点けたまま、その場を離れるのは危険です。入浴など短時間であっても離れるときは必ず電源を切りましょう。

就寝中の暖房器具として使用しない!

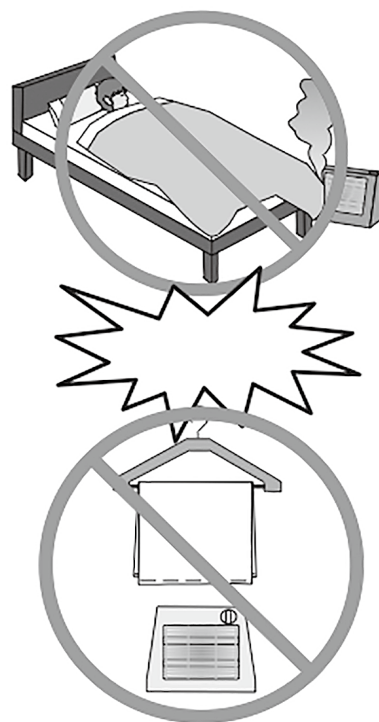
- 掛布団等が電気ストーブの高温部と接触して火事になる危険があります。就寝中の暖房器具としての使用は絶対にやめましょう。

狭い場所での使用は注意!

- 脱衣所やトイレなど狭い場所では、燃えやすいものを近くに置かないように注意しましょう。

衣類を乾かさない!

- 電気ストーブで衣類を乾かすと、乾燥して軽くなった衣類が落下して火事になる危険性があります。



安芸太田町消費生活相談所 産業振興課(役場本庁東館1階) ☎28-1973
広島県生活センター (県庁) ☎082-223-6111

安芸太田町農業委員会からのお知らせ

住宅、駐車場、墓地など、農地を農地以外のものに用途を変更する場合は、農地法第4条または第5条に規定する許可申請書を提出し、農業委員会の許可を受ける必要があります。また、一時的な資材置場などに利用する場合も、農地法第5条に規定する一時転用の許可が必要です。

農地転用許可申請には、申請書のほか次の添付書類が必要となります。事例によっては書類を追加していただく場合もありますので、詳しくは農業委員会事務局までお問い合わせください。

1. 土地の登記事項証明書
2. 申請地の位置および付近の状況を示す図面（住宅地図など）
3. 土地の公図の写し
4. 配置図（建築物等の配置及び面積等の把握できる図面）
5. 被害防除措置計画書
6. 資金証明（預金残高証明書等）



◎農地法の第4条と第5条に規定する許可申請の違い

★農地法第4条の申請…自分名義の農地を農地以外の目的に使用する場合

★農地法第5条の申請…他人名義の農地を農業以外の目的で売買または貸借する場合

※農業振興地域内の農地を転用する場合は、あらかじめ農業振興地域の除外申請をして、農業振興地域から除外しておく必要があります。（4月、10月の受付）

●問い合わせ先／安芸太田町農業委員会事務局（役場産業振興課内） ☎28-1973
詳細については、町ホームページに掲載しています。

農業者年金について

◎農業者年金へは…

国民年金第1号被保険者（国民年金保険料納付免除者を除く）・年間60日以上農業に従事・60歳未満の方ならどなたでも加入できます。

○老後の備えに国民年金プラス農業年金を考えてみてはいかがでしょうか。

○農業者年金の内容やご相談については、安芸太田町農業委員会かJAまたは農業者年金基金にお問い合わせください。



●問い合わせ先／安芸太田町農業委員会事務局（役場産業振興課内） ☎28-1973
農業者年金基金 ☎03-3502-3199 JA広島市戸河内支店 ☎28-2246
JA広島市加計支店 ☎22-0525 JA広島市安野支店 ☎23-0305

ハロートレーニング（公的職業訓練）受講者募集中!!



ハロートレーニング
—— 急がば学べ ——

国（労働局・ハローワーク）・広島県（県立高等技術専門学校・広島障害職業能力開発校）・広島職業能力開発促進センターでは、平成29年度および平成30年度に開講予定のハロートレーニング（公的職業訓練）受講生を募集しています。スキルアップして正社員就業を目指しましょう！

詳しくは最寄りのハローワークへお問い合わせください。

なお、職業訓練に関する情報は広島労働局ホームページでご覧いただけます。

<http://hiroshima-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp>



おしらせ

Information

国税専門官募集

国税庁では、国税専門官を募集しています。

募集要項は次のとおりです。

◆受験資格

- ①昭和63年4月2日～平成9年4月1日生まれの者
- ②平成9年4月2日以降生まれの者に次に掲げるもの
 - (1)大学を卒業した者および平成31年3月までに大学を卒業する見込みの者
 - (2)人事院が(1)に掲げる者と同等の資格があると認める者

◆採用予定数

- ①採用予定数については、別途、人事院ホームページに掲載します。
- ②採用予定数は変動することがあります。最新情報は人事院ホームページで確認してください。

◆試験の程度

大学卒業程度

◆受験申込方法

- ・原則としてインターネット

により申込みを行ってください。

インターネット申込専用アドレス

<http://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html>

- ・インターネット申込みができない場合は、受験申込書を第1次試験地に対応する国税局に郵送または持参する方法により申込みを行ってください。

◆受験受付期間

- ・インターネットによる申込み：平成30年3月30日(金)9時～4月11日(水)
- ・(4月11日(水)までに申込データを受信完了したものに限り受け付けます。)
- ・郵送または持参による申込み：平成30年3月30日(金)4月2日(月)
- ・(4月2日(月)までの通信日付印有効)

◆第1次試験

- ・試験日：平成30年6月10日(日)
- ・試験地：広島国税局管内では松江市、岡山市、広島市

・試験種目

基礎能力試験(多肢選択式) 専門試験(多肢選択式、記述式)

◆第1次試験合格者発表日

平成30年7月3日(火)

◆第2次試験

・試験日

平成30年7月11日(水)～7月19日(木)のうち指定する日時

・試験地

広島国税局管内では広島市

・試験種目

人物試験、身体検査

◆最終合格者発表日

平成30年8月21日(火)

◆受験案内およびパンフレットの請求、問い合わせ先

広島国税局人事第二課試験研修係
〒730-8521
広島市中区上八丁堀6-30

☎082-221-9211
内線3635・3743
またはお近くの税務署総務課へ

◆採用案内情報等

国税庁ホームページに掲載
<http://www.nta.go.jp>

役場の休憩時間の 変更に伴う試行の お知らせ

役場のお昼の休憩時間を次のとおり変更するため、4月2日から6月末まで試行を行いますのでお知らせします。

◆現行

12時30分～13時30分

◆変更後

12時～13時

試行期間中も、これまでと同様に、お昼の休憩時間には当番を配置し、業務に支障が出ないようにします。

ご理解とご協力をお願いします。

●問い合わせ先

総務課 ☎28-2111

広島県が行うHIV抗体・肝炎ウイルス無料検査日程のお知らせ

検査は事前予約が必要です。問い合わせ先にご連絡ください。

◆HIV抗体検査

3月13日(火) 9時～11時

◆肝炎ウイルス検査

3月13日(火) 13時～14時

◆検査場所

広島県庁 農林庁舎1階
診察室(広島県西部保健所広島支所内)

●問い合わせ先

広島県西部保健所広島支所
保健課保健対策係
☎082-513-5521

訂正とお詫び

広報安芸太田2月号の消防団出初式のページで新入団員の方の名前が間違っておりしました。

正しくは「三川 篤」さんではなく「三川 篤志」さんでした。訂正してお詫びします。





あなたのプラスチック消費を減らす簡単な方法

みなさんこんにちは。寒い雪の日が続いていますが春が待ち遠しいですね。

英国において春は、春の新鮮な光が冬の間に積もった塵の上に差し込むように、新しいことの始まりと清掃の季節とされています。

この季節は、使い捨てプラスチックを好む古い購入習慣から、包装の量を減らしたり取り除いた商品に切り替える良いチャンスです。リサイクルの量が削減され、環境にとってより良い選択肢になると思いませんか！私は、大学で環境科学について学ぶ中で、環境のためのリサイクルやゴミの削減に興味をもち、そのように行動するようにしています。

今回は、その環境のためにできる行動をいくつかについて話したいと思います。

使い捨てプラスチックには「No thank you」（必要ありません）と言ってください。

使い捨てプラスチックの使用時間は短いですが、埋立処分に500年を要します。（それも完全に分解できるわけではありません）リサイクルという方法には可能性があります、まずはゴミを減らす方が良い方法です。

リサイクルよりもゴミの削減のほうが効果が高いのはなぜだと思いますか？リサイクルするためにもエネルギー資源が必要で、リサイクルすると材料の品質は低下し、リサイクルするたびにさらにその質は低下していきます。まずゴミを減らすことで、リサイクルの量も減らすことができます。

大幅なライフスタイルの変更をせずに、環境への悪影響を減らそうとするなら、みなさんは次の行動をとることができます。

ストローには「No thank you」（必要ありません）と言ってください。

ほとんどのストローはたった1度、しかもほんの20分くらい使われるだけですが、海岸の清掃時に見つかるゴミのトップ10に入っています。化石燃料を原料としているため、リサイクルされることはほとんどありません。サイズが小さすぎるため、いくつかの異なるタイプのプラスチックで作られているからです。

幸いなことに、ストローには、紙、ガラス、ステンレススチール、竹など他の材料で作られたものがあります。

みなさんにして欲しいことは、それらのうちの1つを買うことです。（私はニトリで見つけました）そして持ち歩き使用した後、適切に洗えば良いのです。とても簡単なことです。

レジ袋は必要ありませんと言ってください。

ほとんどのレジ袋も12分くらい使われるだけですが、ストローと同様です。マイバッグを持ち歩き、または車に置いておき、買い物に行った時は“必要ありません”と言ってください。これもまた簡単なことです。

洗剤やシャンプーなどの衛生品用の容器は、数週間から数か月の長い時間使用することができますが、それらも繰り返し使うことができます。

個包装されていない石鹸やシャンプー、デオドラントを選んでください。（Lushというお店では固形のシャンプーやコンディショナーを買うことができます）

通常、3、4か月ごとに交換される歯ブラシは、プラスチック製（ハンドルとブラシ）で作られ、埋め立て処分されます。この無駄を避けるために竹の歯ブラシを使用してみてください！それは分解できる天然資源です！ほとんどの竹の歯ブラシはプラスチックのブラシを持っていますが、廃棄するプラスチックの量は大幅に減少し、歯もきれいになります。

みなさん、どう思われますか？この春からチャレンジしてみませんか？



竹の歯ブラシにすると、プラスチック量がこれだけになります。

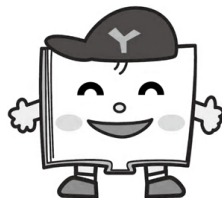
「太田川清流塾」の解散と事務移管について

平成19年3月に設立され、太田川交流館かけはしの一部に事務拠点を置き、町内外の皆様に親しまれてきた「太田川清流塾」は当初の役割を果たし、『安芸太田町ヘルスツーリズム事業』へ業務の一元化を図ります。

これまで講座開催にあたり多くの皆様にご協力いただきました。ありがとうございました。

●清流塾への問い合わせ等／道の駅来夢とごうち ☎28-1800
安芸太田町商工観光課 ☎28-1961

図書館 だより



ホームページ

本館

川・森・文化・交流センター内2階

☎22-1213

筒賀分室

筒賀ふれあいプラザ内

☎32-2601

戸河内分室

戸河内ふれあいセンターロビー

☎28-1966

<https://www.lib100.nexs-service.jp/akiota/>

読んでミライ新刊案内♪

新しい図書館の仲間を
ちょっとだけ紹介するよ!



児童書

『うそうそかわうそのむかしばなし』
『まめまめくん』
『ドラゴンの飼い方』
『おめでとうのさくらまんじゅう』
『おいしそうなしろくま』
『パグパグ3きょうだい』
『ゆけ、シンフロ部』
『なつみはなんにでもなれる』
『ぜったいにおしちゃダメ?』
『おおどろぼうジャム・パン』
『日本史探偵コナン』3・4・10



一般書

『こねない!糖質オフパン』
『15歳のコーヒー屋さん』
『AX』
『剣と十字架』
『おらおらでひとりいぐも』
『あんた、ご飯食うたん?』
『映画化決定』
『故郷はなきや』
『図解なんかへんな生きもの』
『架空の犬と嘘をつく猫』
『婚約迷走中』



◆◆今月のおススメ本◆◆ 『はるかぜさんぽ』

えがしらみちこ / 作 講談社



そよそよ、さわさわ、
とおりゆく風のすがた
がみえたかな?おきに
いりのワンピースをき
て、春の野原にさんぽ
にでかけたおんなのこ。
しろつめくさ、たん
ぽぽ、すみれ、さくら。

しゃぼんだまや、だんごむし、ちょうちょにも
出会います。やさしくやわらかな色彩で、明る
い春の日差しをたっぷり感じられる絵本です。

☆えほんのもりおはなし会♪

本館 / 3月3日(土) 10:30

☆戸河内分室おはなし会♪

戸河内 / 3月24日(土) 10:30

★移動図書館やまびこ号運行日

3月6日(火)・8日(木)・9日(金)

★本館月末休館日 3月30日(金)

本館年度末整理にともなう休館日

3月10日(土)～3月15日(木) ※16日から通常通り開館いたします。

地域の皆様には日頃から町立図書館本館・分室をご利用いただき、ありがとうございます。

図書館では、皆様に気持ちよく利用していただくため、蔵書点検などを行う年度末整理を実施いたします。

つきましては、上記の日程で本館のみ休館しますので、この期間中に本館に返却される方は、川・森・文化・交流センター1階の返却ポストをご利用ください。戸河内・筒賀分室は通常通り開館しています。ご迷惑をおかけしますがご協力よろしくお願いいたします。



し尿収集日

3月	9日(金)	鵜渡瀬・木坂・山崎・上調子
	12日(月)	見入ヶ崎・遅越・辻ノ河原
	13日(火)	小坂・松原・板ヶ谷・川手・柴木・梶ノ木
	15日(木)	宇佐・澄合・早木・芦杉・黒峠
	16日(金)	修道
	19日(月)	イロハ・塚原・香草・古市・新町・神田町 空条
	20日(火)	ニホヘ・トチリ・ヌルヲ・ワカヨ・タ・レ ソ・ツ
	22日(木)	天神町・巴町・道の口
	23日(金)	上殿一円
	26日(月)	坪野・上久日市・下久日市・筒賀全域
4月	27日(火)	程原・津都見・船場・来見
	29日(木)	本町・東旭町・西旭町
	30日(金)	附地・光石
	2日(月)	寺領一円・月の子・杉の泊・穴袋・草尾 温井・猪山・平見谷
	3日(火)	上原・鮎ヶ平・殿賀一円
	4日(水)	丁川・田之原・穴阿・川登・勝草
	5日(木)	加計土居・滝本
	6日(金)	上本郷・吉和郷・打梨・那須
	9日(月)	遊谷・戸河内土居・下本郷・田吹・横川

※平成29年4月以降のし尿汲取りには手続きが必要となります。
役場衛生対策室または住民生活課までお問い合わせください。
※し尿汲取手数料は、汲取した月の翌月中旬納付書送付、または
翌月末日口座振替となります。

●問い合わせ先／衛生対策室 ☎23-1120

特定家庭用機器廃棄物の回収日

(エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機)

3月16日(金)

買い替えの場合は、取扱店に相談してください。そのうえで引き取り手がない場合、郵便局でリサイクル券を購入し、衛生対策室または本庁および各支所住民生活課へ収集の申し込みをしてください。

上記の回収日に衛生対策室の職員が戸別に収集に伺います。その際、リサイクル券とは別に収集運搬料金3,780円(家電1台当たり・税込)が必要です。

●リサイクル料金の目安(家電1台当たり)

エアコン	972～9,720円	※メーカーや大きさにより料金が異なります。 なお、リサイクル券を購入する際、振込手数料が別途必要です。
テレビ(薄型も含む)	1,296～3,688円	
冷蔵庫・冷凍庫	3,672～6,037円	
洗濯機・衣類乾燥機	2,484～3,202円	

●問い合わせ先

衛生対策室(ポックルくろだお) ☎23-1120

本庁住民生活課 ☎28-2116

加計支所 ☎22-1111 筒賀支所 ☎32-2121

今月の当番医



3月

11日(日) 山根医院(内科)
18日(日) 山根医院(内科)
21日(水) 落合整形外科内科(整形外科)
25日(日) 安芸太田病院(救急サブセンター)

来月の当番医



4月

1日(日) 山根医院(内科)
8日(日) 落合整形外科内科(整形外科)
15日(日) 山根医院(内科)
22日(日) 山根医院(内科)
29日(日) 戸河内診療所(内科)
30日(月) 安芸太田病院(救急サブセンター)

今月の納税等

3月

- 国民健康保険税……………第10期
- 後期高齢者医療保険料……………第9期
- 介護保険料……………第12期

(納期限:4月2日)

※納期限を必ず守りましょう

平成29年度 粗大ごみ収集日程

粗大ごみ③区域		第4回
3月12日(月)	川登・穴阿・田之原・丁川・神田町・新町・古市 空条・本町・東旭町・西旭町・天神町・巴町 滝本・加計土居・上調子・加計山崎・見入ヶ崎 加計上原・鮎ヶ平・西調子・明ヶ谷・穂坪・高下 上堀・下堀・江河内・埴・鵜渡瀬・木坂・温井 猪山・平見谷・鹿篋頭	
粗大ごみ④区域		
3月26日(月)	辻ノ河原・遅越・香草・津浪・附地・光石・坪野 来見・船場・津都見・程原・宇佐・久日市・澄合 早木・芦杉・坂根・穴本郷・五反田・出口 田野原・周川・穴横ヶ原・穴上原・昌原・横山 香郷・千本・名護木・黒峠	
粗大ごみ①区域		
4月9日(月)	長田・中央・箕角・与一野・才中得・寺領・長原 月の子・草尾・上杉・下杉・穴袋・筒賀全域 ※草尾は電話予約が必要です。	

※粗大ごみ集積場所に出してください。

※①～④は「ごみ収集カレンダー」に記載されている収集区域です。収集区域によって収集日が異なりますので、お間違えのないようお願いいたします。

安芸太田町は… 男性 2,995人 女性 3,425人 計 6,420人 3,156世帯 2018年(平成30年)2月28日現在

町の魅力たっぷり! 安芸太田町ふるさと応援寄附金

町外の方へ宣伝してください!

町外に在住され、安芸太田町へ「ふるさと応援寄附金」としてご寄附をいただいた方々に、感謝の気持ちとして、町の特産品(お礼品)をお届けしています。

ふるさと応援寄附金でいただいた寄附金は、町の新たな収入として、希望される町づくり事業へ大切に使用させていただいています。

町外にお住まいのご友人やご親戚に、ぜひ紹介してください!

★平成29年度ふるさと応援寄附金で行った事業(一例)

- ・加計小学校一輪車小屋建設
- ・認定こども園 公用車購入(ワゴン車)
- ・町PRキャラクター「もりみん」第2号作成 など

★お礼品人気ランキング

(平成29年度)

1. よしおのたい焼き
2. ハムソーセージ詰め合わせセット
3. 戸河内ウイスキー
4. 見浦牛
5. ヒノキのまな板 など

※安芸太田町への寄附金手続きは「さとふる」のサイトからご利用いただけます。
(QRコードをご利用ください。)



よしおのたい焼き



ハムソーセージ詰め合わせセット



戸河内ウイスキー



見浦牛

初めての

誕生日

満1歳の誕生日
おめでとうございます。

※掲載にあたっては保護者のご了解を得ています。

くりす あかり
栗栖 朱里ちゃん
【安野船場】

大きな病気もせず元気に成長してくれてありがとうね♥
毎日最高の笑顔でみんな元気になるよ!!これから一緒に成長していこうね(*^ω^*)

みはら はるた
三原 榛太ちゃん
【安野船場】

かわいいはるたくん♡ににこにこ仲良く健やかに大きくなってね♥

こだま あかり
児玉 灯里ちゃん
【筒賀市下】

1歳の誕生日おめでとう!
いつも笑顔もくれるね。これからもみんなに笑顔を灯してね♥

青少年育成安芸太田町民会議主催

平成30年 第9回 立志式

2月3日、戸河内ふれあいセンターメイプルホールで、町内中学第9回立志式が行われました。

青少年育成安芸太田町民会議が中心となり、成長過程にある安芸太田町内中学校2年生45名を激励するとともに、生徒自らが自立心をもって生きることを促し、心豊かでたくましく生きる生徒の育成を図ることを目的に平成21年度から開催しています。

式典後は、農家レストランZIRYO(じりょう)オーナーの奥田圭佑さんが、自分の学生時代の夢やこれまでの経験をもとにした講演をされ、中学生にとって自分自身に何ができるかを見つめ直す機会になりました。

